

Rotary
KAWAGUCHI NORTH
Weekly Report 2016-17 Vol.42

NO. 8



RI テーマ「"ROTARY SERVING HUMANITY" (人類に奉仕するロータリー)」
club テーマ「真心の奉仕と親睦の輪」

NO. 1969

SAA 山口久仁幸委員長

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 開会の点鐘 | 磯利昭会長 |
| 2. ソングリーダー | 藤原忠雄会員 |
| 3. 会長挨拶及びお客様紹介・幹事報告 | 会長・幹事 |
| 4. 直前会長 | 切通勇次直前会長 |
| 5. ニコニコ・出席報告 | 森田康之委員長 |
| 6. 卓話 | 米山奨学生 ラマ・ビクラム君 |
| 7. 閉会の点鐘 | 磯利昭会長 |

TODAY

第 1970 回 9 月 28 日 (水)

川口市議会議員 稲川和成様

next week

第 1971 回 10 月 4 日 (火)

2015-16 年度派遣学生 大杉理紗さん

 会長挨拶

磯 利昭

《役員報酬と役員賞与の違いについて》
役員賞与は、報酬と退職金を除いた
「臨時に支払われる給与」ということ
になります。役員に対する給与の種類
について税法上では、役員に対して支
払われる給与を「定期同額給与」「事前
確定届出給与」「利益連動給与」に分け
ています。



- ・定期同額給与 1 カ月以下の一定期間に支給される給
与で、同額のもの。変更があっても同額が続くもの
を含みます。
- ・事前確定届出給与と所轄税務署長に届け出ている「事
前確定届出給与に関する定め」に基づいて支給する
給与。
- ・利益連動給与法人（同族会社以外）の一定要件のす
べてを満たした給与。

この 3 つの給与に当てはまらない役員賞与は、損金へ
の算入が原則認められません。役員賞与を支払うと、
経理上は所得が減ることになりますが、税法上では不
算入分を加算しなければならず、役員賞与分にも法人
税が課せられることになります。

◆まとめ

一般の役員への役員報酬は、使用人兼務役員を適用す
ることで当期の損金に算入することができます。また、
一般の役員への役員報酬には個人の所得として所得税
個人住民税が課せられます。とは言え、使用人兼務役
員の適用は、一緒に頑張って会社の利益に貢献してく
れた役員へのごほうびと節税の両立を可能にしてくれ
ます。

 幹事報告

小林 忠

1. 9・10 月例会スケジュール

9/21 2016-17 年度米山奨学生

ラマ・ビクラム君

9/28 川口市議会議員 稲川和成様

10/5⇒10/4(火)へ変更

10/4 2015-16 年度派遣学生

大杉理紗さん帰国報告

10/12 2 クラブ合同例会 (川口北/川口むさし野)

* 川口北東 RC 様は MU でご参加

卓話者：埼玉県済生会川口総合病院長 原澤茂様

10/19 地区米山記念奨学部門委員会

10/26 親睦夜間例会

2. ガバナー事務所より

9 月ロータリーレート \$1=102 円

9/21 地区 R 財団グローバル補助金セミナー

9/24 RLI パートⅡ

10/21 職業奉仕部門セミナー

11/27 ロータリー財団 100 周年記念シンポジウム

10/15 「第 15 回ロータリー全国囲碁大会」

3. 各クラブ例会変更

川口中央 RC 9/26⇒9/23 「二木屋薪能観賞会」

 パスト会長会議について

直前会長切通勇次

本日例会終了後に、パスト会長会議を
開催いたします。今現在、白紙の状態
となっております。重く受け止めてい
ただき、パスト会長の皆様には具体的
な意見をお願いしたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

